

重度障害者等通勤対策助成金

支給対象となる障害者を労働者として雇い入れ、または継続して雇用している事業主等が、障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に支給します。

なお、対象となる障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	<ul style="list-style-type: none"> ・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級の視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 ・知的障害者 ・精神障害者 ※②指導員の配置、④通勤用バスの購入、⑤通勤用バス運転従事者の委嘱は対象障害者が5人以上であることが必要	3/4	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯用 月10万円まで ・単身者用 月6万円まで 	10年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置			<ul style="list-style-type: none"> ・配置1人につき月15万円まで 	
③住宅手当の支払助成金 ○対象障害者への住宅手当の支払			<ul style="list-style-type: none"> ・対象障害者1人につき月6万円まで 	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入			<ul style="list-style-type: none"> ・バス1台につき700万円まで 	
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱			<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人につき1回6千円まで 	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱1人につき1回2千円まで ・交通費1認定につき3万円まで 	3か月間
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			<ul style="list-style-type: none"> ・対象障害者等1人につき月5万円まで 	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある方 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する方 		<ul style="list-style-type: none"> ・購入1台につき150万円まで (1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円まで) 	

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額等	支給期間
◎重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○重度訪問介護サービス等を受けている重度障害者の通勤援助（公共交通機関の利用に必要な援助）をサービス事業者に委託	身体障害者、知的障害者または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者で、次のいずれにも該当する方 ・重度訪問介護、同行援護または行動援護の利用者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援が必要と認められた方	4/5 （中小企業は対象費用の9/10）	対象障害者 1 人につき 月 7 万 4 千円まで （中小企業：8 万 4 千円まで）	年度ごとに委託した日から 3 か月まで

（注）◎の助成金は、事前に市町村等への事業を実施の確認および相談が必要です。

障害者雇用相談援助助成金

対象障害者を雇い入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を、当該援助事業の利用事業主に対して行う事業者を支給します。

対象となる障害者	支給限度額	支給回数
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの精神障害者	① 利用事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行った場合 ・60 万円（中小企業または除外率設定業種事業主（※1）は 80 万円） ② ①を行った後、利用事業主が対象障害者等を雇い入れ、かつ、6 か月以上の雇用継続を行った場合 ・対象障害者等 1 人につき 7 万 5 千円 （中小企業または除外率設定業種事業主（※1）は 10 万円、4 人まで）	利用事業主 1 社につき 1 回

（※1）障害者の就業が困難であると認められる業種について、除外率に相当する労働者を控除する制度【障害者の雇用義務を軽減】が設けられています。除外率設定業種事業主とは、この設定がされている業種に属する事業所のある事業主をいいます。

助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

助成金の詳しい内容につきましては、下記までお問い合わせください。

助成金については機構ホームページでも情報提供しております（<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/>）